

横浜の都市ブランドを表すサウンドロゴ使用取扱要綱

制定 令和5年5月1日 政広ブ第156号（局長決裁）
最近改正 令和6年4月1日 政総第530号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜の都市ブランドを表すサウンドロゴ（以下「サウンドロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（サウンドロゴの使用目的）

第2条 サウンドロゴは、横浜の魅力や特徴を音で表現したもので、音を通じて横浜のイメージを市内外に発信することで、横浜の都市ブランドを想起させ、横浜への親しみや愛着を醸成することを目的とする。

（使用できる者）

第3条 サウンドロゴは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 横浜市の評点を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると横浜市長（以下「市長」という。）が認めるとき。

（使用手続）

第4条 サウンドロゴを使用する者は、使用予定日の原則10営業日前までに「サウンドロゴ使用承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

- 2 前項の申請を承認したときは、市長は、「サウンドロゴ使用承認書」（様式第2号）を申請者に交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、所定の書式により第7条に定める所管課に使用目的、使用形態、使用開始日及び連絡先を原則10営業日前までに申し出ることによってサウンドロゴの使用ができる。
 - (1) 横浜市がその業務の目的において使用する場合
 - (2) 横浜市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
 - (3) その他「サウンドロゴ使用承認申請書」（様式第1号）による申請を必要としない

と市長が認めた場合

(使用上の遵守事項)

第5条 サウンドロゴを使用する者は、横浜の都市ブランドを表すサウンドロゴ使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 前条の規定に基づき使用承認を受けてサウンドロゴを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 原則、使用形態がイメージできる物件を提出すること。
- (3) サウンドロゴを商品に使用する場合は、年度ごとに「サウンドロゴ使用商品等販売状況報告書」(様式第3号)を作成し、当該期間の翌月末日までに市長に提出すること。

(使用の取消)

第6条 サウンドロゴの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(所管)

第7条 当要綱に関する事務は、政策経営局広報戦略・プロモーション課が所管する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、サウンドロゴの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

サウンドロゴ使用承認申請書

令和 年 月 日

横浜市長

申請者：

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

次のとおり、横浜の都市ブランドを表すサウンドロゴを使用したいので申請します。

使用目的	
使用するサウンドロゴ	<input type="checkbox"/> サウンドロゴ(3秒) <input type="checkbox"/> サウンドロゴ(1.5秒) <input type="checkbox"/> メロディ
使用形態 *何に、どのように使用するか、具体的かつ詳細に記載してください	
販売予定価格	
使用開始日	令和 年 月 日
連絡先	担当者氏名： 電話番号： E-mail：

----- 以下、事務局記載欄 -----

政広第 号

サウンドロゴ使用承認書

上記のとおりロゴマークの使用について承認します。

承認番号 号

令和 年 月 日

横浜市長